

ビジネス人材育成特区

都道府県名 :

大阪府

申請主体名 :

大阪市

区域の範囲 :

大阪市の全域



特区の概要 :

株式会社が大学や専門職大学院を設置し、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ人材を体系的に育成するとともに、ITに関する国家試験の午前試験を免除する講座を開設し合格率を高めることによって、IT分野におけるビジネス人材を効果的に育成し、大阪市の産業育成と雇用の拡大を図る。また、運動場に係る要件の弾力化により医療系大学を設置し、高度で質の高い医療人材の育成を図り、健康・医療ビジネスの振興を推進するものである。

適用される規制
の特例措置 :

- ・学校設置会社による学校設置
- ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除
- ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除

